

令和 4 年度 事業計画書

事業局課	環境創造局	水・土壌環境課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	21
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費 <input checked="" type="checkbox"/> その他					
予算科目	下水道事業会計収益的支出	1 款	1 項	9 目		
事業名称	工場排水対策事業					

(単位：千円)

区 分	金 額	財 源 内 訳					
		国	県	諸収入	企業債	下水道使用料等	
令和4年度	34,469			5			34,464
補助事業 単独事業							0
令和3年度	34,738			5			34,733
増△減	△ 269	0	0	0	0	0	△ 269

支出		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
予算	事業費	29,614	74,666	34,925	34,463	34,469	34,083
	企業債+下水道使用料等	29,614	74,666	34,920	34,463	34,469	34,083
決算	事業費	22,529	33,224	20,833			
	企業債+下水道使用料等	22,529	33,224	20,833			

事業概要	下水処理区内の事業場に対して、法令等に基づく届出や立入等による排水の採水分析、規制、監視及び指導を行うことにより、下水道管渠等の損傷の防止及び水再生センターの処理機能の維持、公共用水域の水質保全及び下水道機能の保全を図ります。							
事業開始年度	昭和45年度							
根拠法令・方針決裁等	下水道法、横浜市下水道条例、横浜市下水道条例施行規則							
事業目的・効果 (必要性)	<p>工場・事業場の下水道への排水規制を行わないと、水再生センターにおける汚水処理の悪化や下水道管の損傷等、下水道機能が損なわれ、公衆衛生及び生活環境に悪影響を及ぼします。加えて横浜市下水道条例等で定められた水質基準を満たさない工場排水により、水再生センターの高度処理に支障が生じるなど放流水の水質が悪化し、水質汚濁防止法等で定められた水質基準の遵守が困難になります。</p> <p>本事業は加算下水道料金の適正な徴収、下水道への悪質排水流入の抑制による下水道の機能（汚水処理、雨水排除）の保全、下水道管渠損傷の防止、水再生センターの処理機能の維持による公共用水域の継続的な水質保全を目的としております。</p>							
根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> ・指導対象事業場数【下水道法及び下水道条例に基づく届出事業場数】 <実績推移>元年度3267、2年度3184、3年度3200（見込）、4年度3200（見込） ・届出件数 <実績推移>元年度1239、2年度1269、3年度1250（見込）、4年度1250（見込） ・立入等指導件数 <実績推移>元年度563、2年度600、3年度600（見込）、4年度600（見込） ・異常流入事故等対応 <実績推移>元年度10件、2年度10件、3年度10件（見込）、4年度10件（見込） 							
事業指標	年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
事業場立入等件数	単位	目標	563	600	600	600	600	600
	件	実績	563	600				
	単位	目標						
	件	実績						
	単位	目標						
	件	実績						
事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・特定施設及び除害施設の設置に係る届出指導等（通年） ・届出事業場への立入検査及び改善指導（通年） ・届出事業場排水の水質分析（通年） ・下水道施設への異常流入発生時の原因調査、事業場への指導・啓発等（異常流入発生時） ・除害施設等管理責任者の届出事務並びに資格認定講習会（7月・2月）及び維持管理講習会の実施（10月） ・加算下水道使用料認定事業場の立入検査業務（通年） ・排水設備設置業務免除等事業場の許可・立入及び採水分析等業務（通年） 							

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称	4年度	3年度	差引(増減)	増減説明
	①	工場排水対策事業	34,469	34,738	▲ 269
	細事業合計	34,469	34,738	▲ 269	

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	下水道担当
	赤間 知行	竹田 隆彦	北島 容子